中華民国台湾投資通信

発行:中華民国 経済部 投資業務処

編集:野村総合研究所(台湾)

January 2015

■今月のトピックス 台湾高速鉄路の改革

■台湾トップ企業

~彰化基督教病院院長、郭守仁氏インタビュー~ 医療サービスの海外輸出を進める彰化基督教病院

- ■台湾進出ガイド ミニマムタックス税制
- ■台湾マクロ経済指標
- ■インフォメーション

vol. 233

今月のトピックス】



台湾高速鉄路の改革

台湾高速鉄路(以下、高鉄)は、2007年から台湾の主要な長距離公共交通としての役目を果たしている。しかし、2015年1月に安定して成長しているとみられていた高鉄に、経営破綻の恐れが浮上し、今後の動向に注目が集まっている。本稿では、高鉄の発展背景、直面している経営破綻の要因、対応を急ぐ台湾政府の取り組みについて紹介する。

台湾高鉄の発展背景と現況

台湾交通部(国土交通省に相当)は、1980年代から、国内の公共運輸の発展及び経済発展を目指し、「台湾南北高速鉄路建設計画」のフィージビリティースタディを開始した。その後1992年に、台湾高鉄総合計画が行政院(内閣府に相当)で閣議決定され、同時に高鉄の建設が認可された。1994年には、「民間参与奨励交通建設条例」が正式に公布・施行され、民間投資による交通建設の法的根拠が整い、これに伴い高鉄は民間資本によって計画が推進されることとなった。

1996年から民間投資の募集を開始し、1997年に、大陸工程、東元電機、太電集團、長榮集團、富邦集團の5大株主から構成される台湾高鉄企業聯盟(台湾高鉄公司)が、建設・運営の事業権、35年間の運営許可権、駅周辺エリアの開発権利及び附属事業の経営権等を含む当BOT案を推進することとなった。

台湾高鉄は2000年に建設がスタートし、総投資額は約5,000億元、路線全長は345キロで、台北、桃園、新竹、苗栗、台中、彰化、雲林、嘉義、台南、左營の主要駅10ヶ所及び南港、板橋2ヶ所に駅を設置している。この内、台北、南港、板橋の3駅は政府資金により建設されたが、その他9駅は台湾高鉄公司が企画、設計及び建設を行った。今現在、南港、苗栗、彰化、雲林の4ヶ所は建設中であるが、その他8駅については、2007年より運営を開始している。

台湾高鉄の最高速度は300km/時に達し、台北駅から左營駅までを僅か1.5時間で結んでいる。これにより、台湾西側に沿って南北

が日帰りで往来可能な生活圏域としてつながった。また開通以来、 乗客数も年々増加しており、2007年開通当初の約1,500万人から、 2013年には4,700万人と3倍強まで増加しており、台湾における最 も重要な長距離公共交通機関となっている。

台湾高鉄破産の危機

安定して事業拡大をしているかのように見える高鉄だが、実際には多額の赤字を抱えている。特別株式の買い戻し・配当を求めた訴訟問題により、2015年に入り経営破綻の可能性が浮上した。主な背景は以下の通りである。

- ・伸び悩む乗客数:台湾高鉄の收入の95%は運賃収入であり、前述の 通り乗客数は増加しているものの、当初見込んでいた1日当り平均乗 客数18万人には達していない。高鉄は、現在2033年までの短期的な 収入を、2.6~3.5兆元と見積もっている。
- ・利息及び減価償却の重荷:高鉄の原始株主による投資額は僅か290 億元、一方借入金額は3,954億元であるため、多額の利息が発生し ている。2013年の利息支出は174億元となり、営業収益230億元の7 割に達している。また、運営期間が35年と短く、短期間に建設費用 5,000億元の減価償却が必要であるため、2013年の減価償却費は 190億元に達し、財務上の負担となっている。

現在、一部の株主が配当金の支払いと株の買い戻しを求めて高 鉄を提訴している。これまでも財政難に直面していた高鉄は、2003 年に402億元の特別株を発行し、政府系機関・組織が引き受けてい る。規定によると、高鉄は2010年から特別株を買い戻すことになっているが、資金不足により買い戻しが延期されている。2015年3~4月には、特別株392億元の償還期日を迎えるが、現在高鉄の手元資金は僅か18億元しかないため、判決で払い戻しが確定すると経営破綻することとなる。

否決された財務改善案

高鉄は台湾における最も重要な交通手段の一つであり、サービスを停止することはできない。このため交通部は、今年に入り立法院に破綻の危機を回避すべく高鉄財務改善案を提出した。当案の主な内容は以下の3点である。

- ・特別株の買取り: 交通部によると、高鉄が発行した特別株は償還期限を迎えており、当株式を買い戻すことでしか訴訟問題を解決できないとしている。また、20億元の利息を解消し、増資に向け投資誘因策を打ち出す必要がある。財務改善案を主導する交通部長葉匡時は、立法院(国会に相当)向けの報告で、銀行団の管理下にある専用口座の資金 (残高439億元)を特別株392億元の買取りに充て、利息分については訴訟の状況を見て対応するとしていた。
- ・減資後に増資を実施:減資は損失を補填するためで、現在の株主に適切な責任を負担させる。また、減資後に実施する増資で募った新株主にはこれまでの損失の補填責任を負担させず、確実な資金の確保を目指す。現在、高鉄の累積赤字は約470億元、未払配当金は141億元で、負債総額は611億元である。財務改善案では、まず駅周辺開発事業用地の地上権資産を売却し、更に普通株6割を減資し、これまでの損失を補填する予定で、これにより破綻回避を試みる。また、特別株を買い戻した後、増資を進め、借入の返済及び財務体系を改善する。計画では2回に分けて増資を行い、第一段階として200億元を発行し、このうち私募債130億元を政府系機関・組織が引き受け、政府の主導権(持ち株比率41%に達する)を確保した上、残りの70億元は高鉄の従業員及び現株主が各持ち株比率に従い引き受ける。続いて、第二段階では100億元の公募増資を行う。
- ・運営期間の延長:台湾高鉄は、運営許可期間が35年と非常に短いため、減価償却費が重い負担となっている。このため、財務改善案では、当期間を40年に延長し、減価償却負担を軽くすることで利益率を引き上げ、投資者を呼び込むことを提案した。交通部の試算では40年に延長した場合、5.9%の投資報酬の捻出が可能となり、増資の誘因となるとしていた。

しかし、今年1月、交通部が立法院に提出した当財務改善案は、 運営許可期間の延長が設立時の大株主に対する利益供与に等し いとの理由から否決された。これにより、高鉄財務改善案は推進の 見通しが立たなくなったため、交通部は今後高鉄の財務問題に介 入しないことを表明した。

政府による接収

財務改善案の否決を受け、高鉄を管轄している高速鉄路工程局は、政府接収に向けた準備を進めており、既に接収チームが設置されている。

一方、現在の「民間参与奨励交通建設条例」では政府接収に関する規定がないため、立法院交通委員会は、2015年1月に「民間参与及び交通建設条例修正草案」を審議・可決し、接収に関する管理義務、接収期日、接収期間の利益・損失の管理、接収費用配分等の詳細事項についての法的根拠を新たに追加している。

高鉄局の接収案では、高鉄破産後、政府はまず違約処分として運行を停止させ、80日間の改善期間を設ける。当期間内は政府が運営を引き継ぐこととなり、運行は続行される。また、80日以内に高鉄の財務改善がみられない場合、第81日目に政府が高鉄の運行許可を剥奪し、高鉄の資産を接収、同時にその他全ての債務を引き継ぐとしている。

交通部によると、政府の接収は暫定的で、接収期間は約10カ月と見られ、当期間中に資産評価及び移管を実施すると見ている。資産移管が終了すると同時に接収も終了し、政府は改めて運営を引き継ぐ事業者を選定する。なお、接収に向けた政府の今後の対応は図1の通りである。

図1:今後の政府接収作業予定

日程	政府による接収作業予定
2015/01	・交通部の財務改善案が立法院で否決。交通部は今後高鉄の 財務に介入しないこととなり、接収手続きがスタート。
2015/03	・特別株の訴訟判決で払い戻しが確定した後、高鉄は破産。
	・80日間の改善期間中、政府が運営を引き継ぐ。
2015/06	・財務が改善されない場合、政府が高鉄の運行許可を剥奪、資産を接収。
	・政府による引き継ぎ期間は約10カ月間の予定、期間中に資産評価及び移管が実施される。
2016/04	新たな事業者を選定、引き継ぎへ。
/48 48 A	

(楊智宇:c-yang@nri.co.jp)

医療サービスの海外輸出を進める彰化基督教病院

彰化基督教病院は100年以上の歴史を有し、台湾中部で最大規模を誇る。キリスト教の人道的な医療サービスの影響を受けながら、海外展開にも積極的であり、台湾で数少ない海外市場で発展を遂げている医療グループである。今回は当病院の郭守仁院長を訪ね、これまでの発展の軌跡及び医療サービスの海外輸出の現状と今後の展望についてお話を伺った。

台湾中部を代表する医療グループ

彰化基督教病院(以下、彰基病院)の歴史は、十九世紀末まで遡ります。当時英国の長老派教会がCampbell Naismith Moody牧師、A.B.Nielson牧師及びDavid Landsborough医師の3名の宣教師を台湾に派遣しました。彼らは台湾の乏しい医療環境を目の当たりにし、1896年彰化市に『彰化クリニック』を開設し地元の人々に医療サービスの提供を始めました。このクリニックが、現在の彰基病院の前身となっています。

彰基病院は、119年の歴史があります。現在は、彰化キリスト教医療財団法人が中心となり運営しており、傘下にはメディカルセンター1ヶ所、地元医院2ヶ所、地域病院5ヶ所、精神病院1ヶ所があります。総病床数は約3,600床、サービス範囲は彰化縣、雲林縣、南投縣、台東縣に及び、診察患者数は一日当たり約13,000人、急患患者数はひと月当たり約25,000人と、台湾中部において最大規模の医療グループとなっています。

全ての人にサービスを提供、継続的に医療の品質向上を目指す

彰基病院は台湾でもユニークなキリスト教系病院です。謙 虚に患者の足を洗う姿勢を模して作成された病院のロゴにも 反映されているとおり、公平無私な愛情を持って全ての人に献 身的な医療サービスを提供することをモットーとしています。

2000年7月には医療サービスの更なる向上を目指し、台湾で初となる「医療品質部」を設置しました。当部門では専門のスタッフが、当院の医療品質の向上、関連情報システム



彰化基督教病院 郭守仁院長

の構築を推進しています。医療品質に関するプラットフォームやIT化指標管理・検査システムを構築することで、医療のIT化を促進し、サービス・管理品質の向上に取り組んでいます。またこうして開発したIT化指標管理・検査システムは3年連続(2009年~2011年)で台湾医務管理学会(THIS)の定める優良模範病院として認定されています。

近年は遠距離医療・看護システムを積極的に推進しており、都心から離れた地域に住む方や身体の不自由な方を対象とした医療介護サービスも提供しています。その他、医療現場の後方支援管理システムも整備しており、サービス効率の改善や、院内の衛生水準を高め、院内感染対策を行うなど、患者の安全を強化しています。一例として車椅子のレンタル管理システムでは、患者や家族が車椅子をICタイプの健康保険カードを使い迅速にレンタルすることを可能にし、返却場所もフレキシブルになっています。更に当システムでは、車椅子利用者の疾患内容も記録・管理しており、利用後は適切な消毒作業を行い、次の利用者に貸し出される仕組みで、院内感染の防止や安全対策を強化しています。

積極的な国際支援と認証取得

彰基病院には、設立者の人道的医療の姿勢が脈々と受け継がれています。現在でも、設立者である英国の宣教師の教えである貢献的な精神を引き継ぎ、政府の医療外交を継続的にサポートしています。2006年には「国際医療センター」を設置し、世界各地から訪れる医療スタッフに研修の機会を提供しています。現在、支援している国は、スワジランド王国、パプアニューギニア、サントメ・プリンシペ民主共和国、

台湾トップ企業

セントルシア等です。

また、世界各国の患者との接触が増え、医療品質の更なる向上が必要な状況の下、当院は国際認証の獲得にも積極的に取り組んでいます。2008年9月には、初めて「Joint Commission International Accreditation (JCIA)」の認証を獲得し、その後も2011年及び2014年に高評価を得て認証を獲得しています。その他、台湾SNQ認証(国家品質標章)を台湾で最多の39項目に渡り獲得し、また、「Clinical Care Program Certification (CCPC)」は10項目を獲得しており、CCPC認証を世界で最も多く獲得しています。

このように彰基病院は継続的に医療情報システムを開発する一方、JCI認証を獲得するレベルのサービスを作り上げるノウハウを有しており、台湾でも数少ない医療サービス輸出の成功事例となっています。

一活発化する中国市場への医療輸出

2013年、彰基病院は中国遠東宏信有限公司と提携し、「上海宏信病院管理有限公司」を設立、正式に中国市場に参入を果たしました。

上海宏信のプラットフォームを活用し、スマート後方支援管理、患者の安全及び医療品質の管理・サポート、運営管理サポート、実績管理サポート、人材リソース管理サポート、病院の受託管理、JCIA評価及び中国の評価基準の審査サポート等多様なサービスを提供しています。

こうして国内外の認証を数多く獲得したことで、中国から当院に研修生を派遣する医療団体も増加しています。2013年には30チーム以上が彰基病院を訪問し、交流・研修を行いました。これまでに交流数は2,060人日、2014年には98チーム、計3,089人日まで増えており、これらの交流を通じて彰基病院から台湾の医療技術やサービスが中国に輸出されているだけでなく、兩岸医療人材の交流が促進され、兩岸医療サービス産業を形成する好循環につながっています。

2014年1月には、サービスの拡大とより高い品質の医療 提供を目指し、「国際医療センター」を「国際医療事業部」 及び「海外医療センター」へと拡大しました。特に国際医 療事業部では中国に向けた医療支援、医療スタッフの交 流・研修等を専門で担当しています。また国際レベルのコ ンファレンスセンターも整備し、ハイレベルなスタッフ育成環 境を提供しています。

一世界と繋がる彰基病院

中国市場での実績の他、現在はベトナムにも進出し、現地 の病院開設をサポートしています。こうした医療サービスの海 外輸出は当病院の事業の一部として毎年一定の収益を生ん でおり、長期的な病院経営にとってプラスに作用しています。

近年、台湾及び日本政府は積極的に医療サービスの海外輸出を推進しています。台湾の医療技術は海外市場に参入する充分な能力を備えており、特に中国及び東南アジア市場に対して当病院では国際連携に積極的に取り組んでいます。「踏み出せば、世界と繋がる」という理念の下、連携対象や連携モデルにこだわることなく、将来的には医療分野で日台連携の可能性についても期待しています。

一ありがとうございました。



彰化基督教病院の基本データ

名称	彰化キリスト教医療財団法人・ 彰化キリスト教病院						
代表者	郭守仁 院長						
設立	1896年						
従業員	約7,100名						
事業内容	医療サービスの提供及び海外輸出						

注)2015年1月時点のデータによる 出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理

台湾進出ガイド



ミニマムタックス税制

ミニマムタックス税制とは、一定範囲の非課税所得や免税所得などを加えた「基本所得」を算定し、これに通常の所得税率とは異なる税率を適用して、最低限の課税を行う制度である。2014年以降、ミニマムタックス税制について、所得基本税条例の個人部分が一部修正されているため紹介する。

<所得基本税額条例の概要>

	営利事業	個 人
税率	2014年1月現在12%である。 その後は行政院が経済環境によって、12%から15%の範囲内で決定する。	20%
納税主体	基本所得額50万元超の営利事業者。 ただし下記のものは除く。 ・個人企業、組合組織の営利事業 ・教育文化公益等団体 ・清算申告または破産宣告下の営利事業等 なお、台湾内に固定営業場所及び営業代理人による営利事業がない場合は当条例の適用対象外となる。したがって、台湾内に支店を有する場合や、税務上の営業代理人或いは工事事務所のみを有する場合であっても当条例の適用対象となるので、注意を要する。(1)	基本所得額670万元超の者
基本所得からの 控除額	50万元	670万元
基本所得への算入対象	・促進産業昇級条例の五年免税などによる課税免除所得(2)・法人証券取引所得(3)・国際金融業務条例第13条により免税とされた所得	・総合所得総額に計上しない非中華民国源泉所得、及び香港マカオ関係条例第二十八条第一項規定の所得税納付不要の所得。ただし、一申告単位通年の本規定所得合計額が100万元に達しないものはその計上を免除する。 ・受益者と付保者が非同一である生命保険及び年金保険の保険給付。ただし死亡給付の一戸籍3,330万元以下の部分を除く。・非公募証券投資信託ファンド受益証券取引所得(債券は含まれない)(4)・現金以外の寄付
罰則	・未申告者は申告漏れ税額の3倍以下、過少申告者は過少申告額税額の ・罰金は2007年1月より実施	D2倍以下の罰金。

- (1) 例えば日本会社が台湾企業の株式等有価証券を売却した場合、台湾に支店や工事 事務所等がある場合は、当条例により申告する必要があるので、注意を要する。
- (2)投資計画からの所得の5年免税の基本所得への算入除外

信頼保護原則から、投資計画からの所得に対する5年免税適用について特例 基本所得への算入除外 滅いを認めるべきとの経済界からの要求が非常に強く、有名外国企業からの大型投資案件への配慮も働き、以下の条件を満たした投資計画からの所得について、基本所得額へ含めないことができるとした付則を設けている。

- 一、本条例実施前に、既に財政部より免税の審査許可を得ている。
- 二、本条例実施前に中央目的事業主管機関発行の完成証明書を取得し、或いは既に投 資計画を完成して、本条例実施日より一年以内に財政部の免税審査許可を経ている。
- 三、本条例施行前に中央目的事業主管機関発行の投資計画許可通知を取得し、既に 着工し、且つ投資計画の産品或いはサービス項目を変更していない。
- 四、本条例施行前に中央目的事業主管機関発行の投資計画許可通知を取得し、着工

- していないが、本条例施行の日より一年以内に着工並びに許可通知の発行翌日より三年以内に投資計画を完成し、且つ投資計画の製品或いはサービス項目を変更していない。
- 五、本条例施行前に民間機構が既に発注機関と公共建設契約を交わし、並びに投資 契約約定の期日内に着工及び完工し、且つ投資契約内容を変更していない。但 し、発注機関の要求による投資計画内容の変更は、この限りではない。
- (3 証券取引損失となる場合は、発生年度の翌年から5年以内に限り証券取引利益から 控除することができる。また、3年以上継続的に保有している証券から生じる証券取引 利益は、その半分の金額を証券取引所得として算入することになる。
- (4)2012年8月8日「所得基本税額条例」が改正され、従来はミニマムタックス税制による 課税対象とされていた非上場株式、非店頭登録株式及び非店頭登録準備株式につい ては、2013年1月1日より当該ミニマムタックス税制による課税対象ではなく、「所得 税法」の規定による課税対象となっている。

勤業衆信聯合会計師事務所 日系企業サービスグループ電話: +886-2-2545-9988 横井雅史(Ext.6914) 宮川明子(Ext.6949) 池田博史(Ext.3798) 原田浩光(Ext.5607) 加藤宗一郎(Ext.3607) http://www.deloitte.com.tw/jsg/

台湾マクロ経済指標

国内総生産額		生産額	外国人投資 製造業 (千米ドル)			貿易動向 (億米ドル)					 物価年増率(%) 		為替レート			
年月	別	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)	生産年増率 (%)	総金額	日本	輸出	年増率(%)	輸入	年増率(%)	貿易収支	年増率(%)	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD
2007年		12,975,985	5.98	8.34	15,361,173	999,633	2,466.8	10.1	2,192.5	8.2	274.3	28.6	6.47	1.80	32.84	117.75
2008年		13,070,681	0.73	-1.56	8,237,114	439,667	2,556.3	3.6	2,404.5	9.7	151.8	-44.6	5.15	3.53	31.52	103.36
2009年		12,834,049	-1.81	-7.97	4,797,891	238,961	2,036.7	-20.3	1,743.7	-27.5	293.0	93.0	-8.74	-0.87	33.05	93.57
2010年		14,215,069	10.76	28.60	3,811,565	400,494	2,746.0	34.8	2,512.4	44.1	233.6	-20.3	5.46	0.96	31.64	87.78
2011年		14,792,928	4.07	5.12	4,955,435	444,867	3,082.6	12.3	2,814.4	12.0	268.2	14.8	4.32	1.42	29.46	79.81
2012年		15,029,859	1.48	-0.32	5,558,981	414,330	3,011.8	-2.3	2,704.7	-3.9	307.1	14.5	-1.16	1.93	29.61	79.79
2013年	11月			0.39	305,056	31,782	257.3	3.4	213.8	-0.5	43.5	28.1	-0.94	0.68	29.59	99.79
	12月			5.60	690,486	79,362	263.8	1.2	241.6	10.0	22.2	-46.0	-0.01	0.34	29.81	103.41
2014年	1月	٦	٦	-1.89	325,242	38,611	242.9	-5.4	213.4	-15.2	29.5	473.8	0.59	0.83	30.26	103.94
	2月	3,745,588	3.12	7.61	196,689	9,254	212.8	7.9	197.2	4.9	15.7	68.6	-0.36	-0.04	30.38	102.16
	3月			3.62	311,812	26,494	277.4	1.9	258.0	7.4	19.5	-39.2	-0.02	1.61	30.45	102.27
	4月	٦	7	5.71	258,678	12,698	266.0	6.2	240.6	5.8	25.4	10.5	0.07	1.66	30.27	102.56
	5月	3,951,250	3.66	5.57	410,378	24,395	266.6	1.4	213.8	-2.3	52.8	19.4	1.15	1.62	30.18	101.79
	6月			8.91	399,769	21,947	267.9	1.2	249.1	7.5	18.8	-43.2	0.80	1.64	30.04	102.05
	7月	٦	٦	6.79	566,958	47,349	267.5	5.7	241.6	9.5	25.9	-20.1	0.85	1.76	30.00	102.78
	8月	4,091,950	3.54	7.10	603,500	35,184	280.9	9.6	239.9	14.0	41.0	-10.9	0.03	2.07	30.04	102.96
	9月			10.85	524,839	56,042	264.2	4.7	229.2	0.1	35.0	49.0	-0.86	0.71	30.16	107.24
	10月			9.11	354,202	108,281	268.8	0.6	222.8	-1.4	46.0	11.8	-1.38	1.06	30.43	108.06

出所:中華民国経済部統計処

インフォメーション・コーナー

2015年 台湾国際照明科技展

(Taiwan International Lighting Show 2015)

台湾国際照明科技展は、2010年から開催されている台湾最大の照明見本市である。昨年は、国内外から327社が847 ブースを出展し、6 つのパビリオンと専門エリアが設けられた。展示会の他、商談会やシンポジウムも予定されており、 発光ダイオード(LED)技術に関する見本市である「LED台湾2015」も同時開催の予定である。 詳細は下記サイトまで:

http://www.tils.com.tw/zh_TW/index.html

2015年3月25日(水)~3月28日(土)

住宅用照明、商業用照明、工業用照明、LED照明等

南港展覧館雲端展場(台北市南港区経貿二路1号)

経済部国際貿易局

お問合せ及び

台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所

TEL: 03-3514-4700 FAX: 03-3514-4707 E-mail: tokyo@taitra.gr.jp

中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)

TEL: 886-2-2725-5200 (林柚希小姐 内線2675) E-mail: TILS@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口 (日本語でどうぞ) ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。

野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

経済部 投資業務処

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497 台北市館前路71号8F

担当: 陳恵欽 ext.218

台北市敦化北路168 号10F-F室 野村総合研究所(台湾)

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621

担当:田崎嘉邦 ext.130 / 平山直人 ext.135 / 洪采瀅 ext.121

野村総合研究所 経営コンサルティング部

TEL: 03-5533-2709(直通)/FAX: 03-5533-2537 〒100-0005 東京都千代田区

担当:杉本洋 丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ●ホームページ http://www.japandesk.com.tw

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所(台湾)宛にお願い致します。